様式第１号（第12第２項）

令和８年度民俗芸能保存・継承支援調査研究事業　業務委託
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年３月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和８年５月19日

文化振興課長

１　業務の概要

(1) 業務名

令和８年度民俗芸能保存・継承支援調査研究事業　業務委託

(2) 業務の目的

民俗芸能は「住民自治の土台」となる地域に根差す協働文化として、地域の風俗習慣と強く結びついているが、娯楽の多様化、少子高齢化による支援者や担い手の減少により保存・継承が困難な状況が続いている。

民俗芸能の保存・継承は、つながり人口、将来的な移住等にもつながり、地域コミュニティの維持や地域活性化に資する重要な要素である。

そこで民俗芸能の保存・継承に向けた調査、研究等を実施し、地域に根差した保存・継承手法を確立し、県全体での支援体制の構築を目指す。

(3) 業務内容

ア　シンポジウムの企画・運営

イ　フィールドワークの企画・運営

ウ　報告会の企画・運営

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア　実施内容

①　市町村や地域振興局職員、学芸員や祭事の担い手など幅広い層を対象に、民俗芸能を取り巻く課題や、保存・継承の重要性、先進的な取組事例等について共有を図るシンポジウムを企画し運営すること。

②　地域によって異なる民俗芸能の歴史的背景、取組の意義、保存・継承に係る課題等を収集・蓄積するフィールドワークを企画し運営すること。

③　本報告会への参加者が、自身の地域等でも民俗芸能の保存・継承を考え始める契機となるとともに、本事業での取組を参考に新たに活動を始めたり、次年度以降の本事業への参画・協力を検

討したりするなど、地域での活動のきっかけとなる報告会を企画し運営すること。

イ　業務に要する経費及びその内訳

ウ　実施体制（実施に当たっての全体スケジュール、運営体制）

(6) 業務の実施場所

長野県内全域

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和９年２月26日（金）まで

(8) 費用の上限額

3,456,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

２　応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の４第１項又は財務規則第120条第１項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年３月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。

(6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。

(7)県内に本店又は支店・営業所を有すること。

３　参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(4) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第３号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第３号の附表による。

(3) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570（住所記載不要） 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県県民文化部文化振興課文化企画係（県庁西庁舎２階） 電　話　　026-235-7382（直通） ＦＡＸ　　026-235-7490 メール　　bunkashinko@pref.nagano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

①　提出期限　令和８年５月25日（月）午後５時（必着）

②　提出先　３(3) に同じ。

③　提出方法　郵送又はメールとします。

　ただし、郵送又はメールの場合は提出期限までに文化振興課に到達したものに限ります。これらの方法で提出した場合は、到達したことを電話で３(3)の担当者に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

①　参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（６(5)①）の３日前までに、書面により文化振興課長から通知します。

②　上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により文化振興課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③　非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④　非該当理由の説明請求の受付

ア　受付場所　３(3)に同じ。

イ　受付時間　上記②の期間中、午前９時から午後４時30分まで。
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

①　応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

②　参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

４　不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所　３(3)に同じ。

(2) 受付期間　令和８年５月19日（火）から令和８年５月28日（木）正午まで。
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付方法　業務等質問書（様式第６号）をメールにより提出するものとします。

(4) 回答方法　質問者に対して原則としてメールにより回答するほか、文化振興課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和８年６月１日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

５　企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第８号による。

(2) 企画書の作成様式（Ａ４片面印刷10ページ以内・任意様式)

本業務についての具体的な実施内容等を提案してください。

(3) 企画書記載上の留意事項

①　業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は１(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

②　「９　再委託の予定」又は「10　企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所　３(3) に同じ。

② 受付期間　５(2)に同じ。

③ 受付方法　５(3)に同じ。

④ 回答方法　企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限　令和８年６月４日（木）
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前９時から午後４時30分まで）

② 提出先　３(3) に同じ。

③ 提出部数　７部（メール提出の場合は１部）

④ 提出方法　持参、郵送又はメールとする。

ただし、郵送又はメールの場合は提出期限までに文化振興課に到達したものに限ります。これらの方法で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で３(3) の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項　　目	評価内容	配点
1　民俗芸能保存・継承支援調査研究事業に対する理解・認識について	・事業趣旨を的確に踏まえているか。 ・民俗芸能保存継承における課題等を適切に把握し、その課題解決に向けて当該事業の取組がどのように寄与し得るかを理解しているか。	20
2　企画力・運営能力	・提案内容が具体的かつ実現性の高いものとされているか。 ・シンポジウム、フィールドワーク、報告会実施について、一体的かつ効果的に実施するための企画力及び運営能力が認められるか。 ・事業を確実かつ円滑に実施するための体制が確保されているか。	20
3　広報・情報発信の充実度	・事業の認知度向上に向けた広報企画の質や、多角的かつ効果的な情報発信の体制が示されているか。	15
4　継続性・発展性の提案	・本事業の取組が一過性のものにとどまらず、地域における民俗芸能の保存・継承活動の継続や、次年度以降の事業展開・発展につながる構造や視点等が示されているか。	15
5　費用の妥当性	・見積金額について、効果的な執行計画であるか、その内訳が効果を最大化できる配分であり、提案内容に相応な金額となっているか。	15

6　地域関係者との連携	・保存団体、担い手、関係機関等との連携を円滑に行う体制、方法等が示されているか。 ・地域の実情を尊重した調整姿勢が認められるか。	15
合　計		100

(7) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
　なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの実施日時
　令和８年６月８日（月）
　（※時間及び場所等の詳細は各参加者に個別に連絡します。）

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により文化振興課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により文化振興課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第９号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、文化振興課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により文化振興課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付
　ア　受付場所　３(3) に同じ。
　イ　受付時間　上記①の期間中、午前９時から午後４時30分まで。
　　　　　　　　（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者、並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

6　契約書案

別添契約書（案）のとおり

7　見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して３日以内（３日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を文化振興課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

8　契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、文化振興課において閲覧に供します。

9　その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570（住所記載不要）
長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県県民文化部文化振興課文化企画係（県庁西庁舎２階）
電　話　026-235-7382（直通）
ＦＡＸ　026-235-7490
メール　bunkashinko@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。